

私たちのまちの未来を
一緒に考えてみませんか？

川崎市は 特別市を めざします



特別市ってなに？

私たちに関係ある？

特別市になると
どう変わるの？

特別市（特別自治市）という言葉聞いたことはありますか？

川崎市をもっと住みやすいまちにするために、特別市の実現をめざしています。



川崎市は「特別市」

—— 市民に寄り添う

川崎市のいま

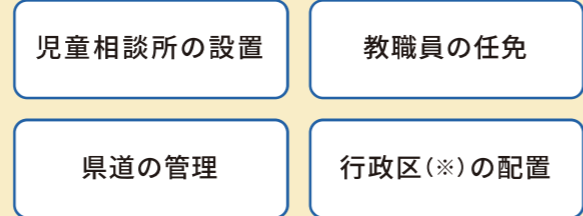
指定都市

指定都市とは？

人口が50万人を超える、政令(内閣の命令)で指定された都市のことです。現在20市あります。

本来、道府県が行う事務についても、権限の移行や大都市ならではの特例により、道府県に代わって行っています。一般市とは異なり、児童福祉、都市計画、教育の分野などでも幅広い事務を行っています。

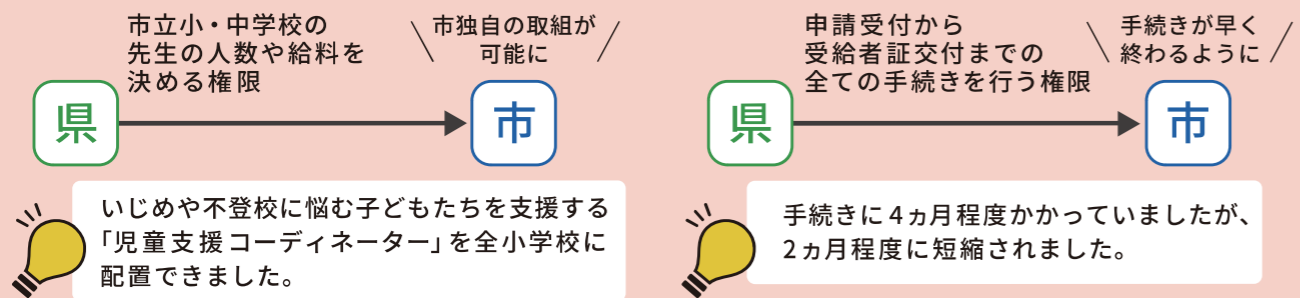
指定都市ができることの一例



(※)独立した自治体としてではなく、指定都市の組織の一つとして存在する区のこと

県から権限が移ったからこそできたことも

- 児童支援コーディネーターを全小学校に
- 指定難病患者の医療費助成制度が便利に



指定都市の課題

今の制度を変える必要があります

国と直接、調整できず、対応が遅くなることも

市のことでも、県を通さなければ国と調整できない事務があり、対応に時間がかかることがあります。

窓口が分かれ、非効率に

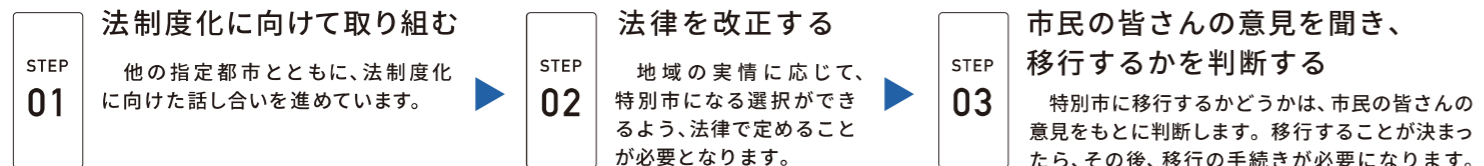
似たような事務でも窓口が県と市で分かれるなど、利用者から分かりづらく、非効率になっているものがあります。

税配分が不十分

県の代わりにやっている事務量に見合う税配分がなされていません。

特別市を実現するためのステップ

特別市は、法制度化されていません。指定都市市長会等と連携しながら、国などへ法制度化を求める要請を行っています。



をめざします。

新しい自治のかたち



川崎市がめざす姿

特別市

特別市とは？

県の区域外となり市が原則として県の仕事を全て担い、権限と財源を市に一本化する制度です。

特別市は、指定都市とは異なる新しい自治体の形です。川崎市だけではなく、他の指定都市とともに法制度化をめざしています。

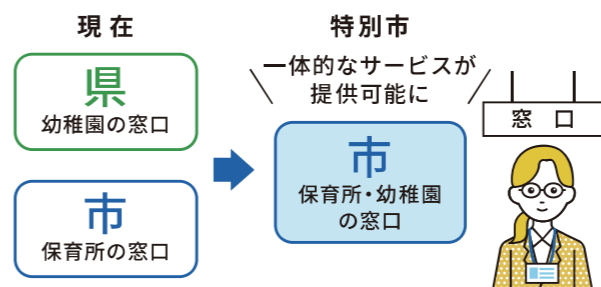


特別市が実現すると変わることに

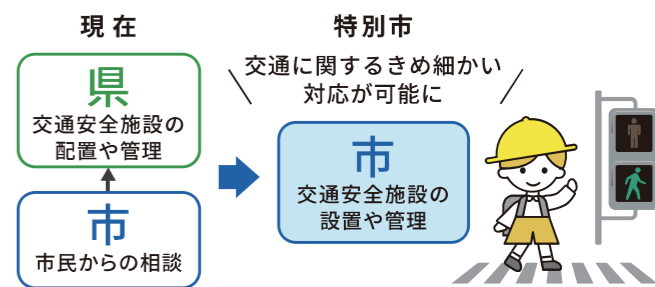
行政サービスが向上します

県と市で分かれている業務を市が全て行うようになるため、窓口が一本化され、より便利になります。

■ 保育所・幼稚園の相談窓口を一つに



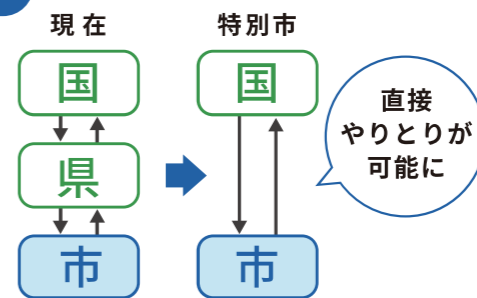
■ 信号機の維持管理等に対応



素早い対応が可能になります

■ 国と直接やり取り

県を通さずに国とも直接やり取りできるようになるため、素早く、地域の実情に合った、適切な対応ができるようになります。



特別市の税金は…

現在の県税分は特別市が集めることになるため、川崎市内で生じる地方税は全て川崎市が集めるようになります。今後は、事務量に合った税配分がなされるよう、法制度化をめざします。

指定都市が連携して取り組んでいます！

① 指定都市市長会の取組

指定都市20市の市長により構成される指定都市市長会は、「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置し、制度の具体案について議論を重ねています。



② 神奈川県内3指定都市の取組

横浜市、相模原市と連携して、神奈川にふさわしい地方自治の実現をめざし、特別市の法制度化に向けた取組を進めています。



特別市 Q&A

Q 生活の支障になることはないの？

A 基本的にはありません。しかし、犯罪捜査を行う警察事務など、広い範囲に行った方がよい事務については、どのような仕組みで実施するか、今後、検討していく必要があります。

Q 指定都市ではなくなるの？

A 特別市と指定都市は別の制度なので、特別市になった場合、指定都市ではなくなります。県の役割も併せ持つ、新たな自治体となります。

Q 住所はどうなるの？

A 県の区域外になるため、「川崎市」から記載することが想定されます。

Q 大阪都構想とは何が違うの？

A 大阪府で継続的に議論されている大阪都構想は、関係する市町村を解体して特別区(※)に再編し、市民に身近な事務は特別区へ、広い範囲に行った方がよい事務は府へと再編するものです。

特別市は、県の区域外となり、市内で行われている、県の全ての事務を市で一体的に担うものです。

(※) 行政区とは異なり、議会や条例を作る権限を持つ自治体のこと

特別市（特別自治市）解説動画を公開しています

本市がめざす特別市制度の必要性や、よく聞かれる質問について市長が自ら解説する動画（約6分半）を公開しています。ぜひ、ご覧ください。



▼解説動画はこちら

<https://www.youtube.com/watch?v=uHud9CZeao>



特別市の最新情報はこちら

川崎市の様々な取組をホームページに掲載しています。最新の情報はこちらをご覧ください。

川崎市ホームページ

「特別市（特別自治市）制度について」



<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/222-6-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



川崎市 総務企画局 都市政策部 地方分権・特別市推進担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

☎ 044-200-0386 📠 044-200-3798 ✉ 17tihobu@city.kawasaki.jp